

志福第 256 号

平成26年 3月31日

社会福祉法人志木市社会福祉協議会

会長 谷合 弘行 様

志木市長 香川 武文



### 税額控除に係る証明書

貴法人が、租税特別措置法施行令第二十六条の二十八の二第三号に規定する要件を満たしていることを証明します。

本証明書に係る有効期間は、下記のとおりです。

#### 記

1 証明する要件

要件1 第三号イ(2)に規定された要件

2 有効期間

平成26年4月1日 から 平成31年3月31日 まで